

知立市建設工事等一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市が発注する建設工事及び工事関係委託（以下「建設工事等」という。）の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札の実施に当たり知立市契約規則（昭和60年知立市規則第8号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事関係委託 測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の委託をいう。
- (3) 知立市入札参加資格者名簿 契約規則第5条第3項に規定する名簿をいう。
- (4) 事前審査型 一般競争入札に参加するために必要な資格の確認を入札の執行前に行う方式をいう。
- (5) 事後審査型 一般競争入札に参加するために必要な資格の確認を開札後に行う方式をいう。

(対象工事等)

第3条 一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特殊な事情等により、一般競争入札を実施することが困難なものを除く。

- (1) 建設工事 設計金額が130万円を超えるもの
- (2) 工事関係委託 設計金額が500万円を超えるもの

(入札参加資格要件)

第4条 建設工事等の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする者（当該者が特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）である場合は、当該共同企業体の構成員）は、次に掲げる資格要件を備えていなければならない。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 建設工事等の種類に応じ、知立市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 参加申請書の提出日から当該建設工事等の落札決定までの間、知立市入札参加資格停止要領（平成20年4月1日施行）に基づく入札参加資格停止又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 参加申請書の提出日から当該建設工事等の落札決定までの間、「知立市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け知立市長・知立市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 建設工事にあっては、建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (6) 建設工事にあっては、建設業法第26条の規定に基づき主任技術者又は監理技術者を適切に施工現場に配置できること。
- (7) 工事関係委託の測量業務にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けていること。
- (8) 工事関係委託の設計業務にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けていること。
- (9) 工事関係委託の建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること。
- (10) 工事関係委託の地質調査業務にあっては、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること。
- (11) 工事関係委託の補償コンサルタント業務にあっては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けていること。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (13) その他入札ごとに定める要件を満たしていること。
- 2 前項第13号の規定による入札ごとに定める要件は、建設工事にあっては別表第1に、工事関係委託にあっては別表第2に掲げる基準により定めるものとする。
- 3 市長は、前項の資格基準を変更しようとするときは、知立市指名審査委員会設

置要綱（昭和56年4月1日施行）第2条の規定に基づき知立市指名審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

（入札の公告）

第5条 市長は、一般競争入札を行うときは、契約規則第7条及び第8条の規定により、入札の公告をしなければならない。

2 前項の公告は、知立市公告式条例（昭和45年知立市条例第2号）の例により行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、市長は第1項の公告について、知立市公式ホームページ又はあいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子調達システム」という。）に掲載し、当該公告の内容を閲覧に供する方法により行うものとする。

（予定価格の決定）

第6条 市長は、対象工事等の予定価格を決定するときは、契約規則第14条に基づき適正に行うものとする。

（予定価格の公表）

第7条 市長は、予定価格を決定したときは、これを知立市予定価格の事前公表に関する要領（平成16年4月1日施行。以下「事前公表に関する要領」という。）に基づき、公表するものとする。

（設計書等の閲覧・貸出し・掲載等）

第8条 設計書等は、対象工事等の所管課において期間を定めて閲覧に供し、貸出し、又は有料で配布するものとする。ただし、知立市公式ホームページ又は電子調達システムに掲載した場合は、この限りでない。

（入札参加申請書の提出）

第9条 一般競争入札への参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、所定の期限までに一般競争入札参加申請書（建設工事にあっては様式第1、工事関係委託にあっては様式第2。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、共同企業体においては、特定建設工事共同企業体一般競争入札参加申請書（様式第3。以下「共同企業体参加申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により提出した申請書を撤回しようとするときは、入札日の前日までに理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第10条 事前審査型の一般競争入札に係る入札参加資格の確認は、前条第1項の規定による申請書の提出後、速やかに、入札公告に示す入札参加資格の有無について行うものとする。

- 2 事後審査型の一般競争入札に係る入札参加資格の確認は、開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（知立市低入札価格調査等実施要綱（平成17年4月1日施行）に規定する落札者の決定方法による場合については、同要綱により有効である価格で入札を行った者）を落札候補者とし、当該落札候補者のうち入札金額の最も低い者又は総合評価落札方式による場合は知立市総合評価落札方式実施要綱（平成20年6月1日施行）第7条に規定する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者から順に、入札公告に示す入札参加資格を満たす者が確認できるまで行うものとする。
- 3 前項の落札候補者のうち、入札金額が同価又は評価値が同値となる者が2以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。

（資格確認結果の通知）

第11条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格の有無を確認したときは、入札参加資格の有無について電子調達システム又は一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4。以下「資格確認結果通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による入札参加資格の確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者に対し、資格確認結果通知書により通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、その理由について市長に書面により説明を求めることができる。

（入札の執行）

第12条 入札は、知立市工事施行に関する事務取扱要領（昭和60年4月1日施行）及び知立市電子入札取扱要領（平成28年4月1日施行。以下「電子入札取扱要領」という。）に定めるところにより行う。

（入札の無効）

第13条 契約規則第12条、事前公表に関する要領第6条及び電子入札取扱要領第23条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 積算内訳書の積算金額が、入札金額と同額で記載されていない入札。

(2) 積算内訳書の積算金額で、1,000円未満の端数調整以外の一括値引きが記載された内訳書を提出した者の入札。

(3) 積算内訳書の記載事項に誤りがあり、検算によって積算金額が確認できない入札。

(落札者の決定)

第14条 事前審査型の一般競争入札については、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による場合は評価値の最も高い者）を落札者として決定する。ただし、知立市低入札価格調査等実施要綱（平成17年4月1日施行）に規定する落札者の決定方法による場合については、同要綱により有効である価格により入札を行った者を落札者とする。

2 事後審査型の一般競争入札については、第10条第2項の規定により入札参加資格を満たすことを確認した落札候補者を落札者として決定する。

(契約の保証)

第15条 市長は、この要綱に基づく一般競争入札を執行した場合において、落札者が、契約保証金を納付しないとき又は対象工事等について契約保証金の納付に代わる次の各号のいずれかの措置を講じないときは、当該落札者と契約を締結しないことができる。

- (1) 契約規則第32条第1項及び第2項に規定する保証の提供
- (2) 契約規則第33条第1号に規定する履行保証保険契約の締結
- (3) 契約規則第33条第2号に規定する工事履行保証契約の締結

(入札結果の公表)

第16条 入札結果の公表は、知立市入札等の案件及び結果の公表に関する取扱要領（平成4年11月1日施行）の規定によるものとする。

(秘密の保持)

第17条 市長は、入札が終了するまでの間、申請者から提出された申請書の内容その他当該入札に係る入札参加者に関する情報を公開してはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告する一般競争入札から適用する。

(知立市建設工事一般競争入札要綱及び知立市条件付き一般競争入札に関する要綱の廃止)

2 知立市建設工事一般競争入札要綱（平成9年11月18日施行）及び知立市条件付き一般競争入札に関する要綱（平成18年3月29日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に公告する土木一式工事、建築一式工事、管工事、塗装工事、水道施設工事、造園工事及び消防施設工事に係る一般競争入札についての第4条第2項の規定の適用については、別表3 00万円以上5,000万円未満の欄中「600以上」とあるのは、「500以上」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行し、改正後の知立市建設工事一般競争入札実施要綱の規定は、同日以後に公告する一般競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、改正後の知立市建設工事等一般競争入札実施要綱の規定は、同日以後に公告する一般競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の知立市建設工事等一般競争入札実施要綱の規定は、同日以後に公告する一般競争入札から適用する。

様式一覧

様式第1 一般競争入札参加申請書（建設工事）

様式第2 一般競争入札参加申請書（工事関係委託）

様式第3 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加申請書

様式第4 一般競争入札参加資格確認結果通知書

別表第1（第4条関係）

| 工種 | 予定価格 | 130万円超 300万円未満 | 300万円以上 5,000万円未満 | 5,000万円以上 1億5,000万円未満 | 1億5,000万円以上 |
|----------|-----------------|-------------------|----------------------|--------------------------|-------------|
| 総合 数値 | ①土木一式工事 | 制限なし | 600以上 | 900以上 | 委員会にて決定する |
| | ②建築一式工事 | | | 800以上 | |
| | ③管工事 | | | 700以上 | |
| | ④舗装工事 | | | | |
| | ⑤とび・土工・コンクリート工事 | | | | |
| | ⑥電気工事 | | | | |
| | ⑦機械器具設置工事 | | | | |
| | ⑧塗装工事 | | | | |
| | ⑨水道施設工事 | | | | |
| | ⑩造園工事 | | | | |
| | ⑪消防施設工事 | | | | |
| 地域 基準 | 上記①～⑤、⑧、⑨ | 市内 | 市内 | 市内・知立管内 | 委員会にて決定する |
| | 上記⑥ | 市内・知立管内 | 市内・知立管内 | 市内・知立管内 | |
| | 上記⑦ | 市内・知立管内・県内 | 市内・知立管内・県内 | 市内・知立管内・県内 | |
| | 上記⑩ | 市内 | 市内・知立管内 | 市内・知立管内 | |
| | 上記⑪ | 市内・知立管内 | 市内・知立管内 | 市内・知立管内・県内 | |
| 施工 実績 | 上記①～⑪ | 不要 | 要 | 要 | 委員会にて決定する |

備考1. 工種は、建設業法第2条別表第1に掲げる29業種を基本とする。上記以外の工種については、全ての要件を委員会にて決定する。

2. 市内とは、知立市内に建設業法第3条の規定に基づく営業所（本店及び支店等）を有し、引き続き3年間名簿に登載されている者をいう。
3. 知立管内とは、愛知県知立建設事務所管内に本店を有し、引き続き3年間名簿に登載されている者をいう。
4. 県内とは、愛知県内に本店を有し、引き続き3年間名簿に登載されている者をいう。
5. 施工実績とは、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る）での同種の工事の元請としての施工実績をいう。

別表第2（第4条関係）

| 参加基準 | | 配置予定技術者資格基準 | | | 照査技術者資格基準 (※) | 地域基準 | 実績基準 |
|-----------|--------------|--|----------------------------|-------|------------------|----------------|--|
| 名簿登録基準 | | 主任技術者 | 管理技術者 | 主任担当者 | | | |
| 測量 | 一般測量 | 測量法に基づく測量士 | | | | | |
| | 航空写真測量 | | | | | | |
| 設計 | 建築設計 | | 建築士法に基づく一級建築士、二級建築士又は建築設備士 | | | | |
| | 設備設計 | | | | | | |
| 建設コンサルタント | 河川、砂防及び海岸・海洋 | 技術士（業務に該当する部門又は総合技術監理部門で業務に該当する選択科目）又はRCCM（業務に該当する登録技術部門） | | | 管理技術者と同資格 | 市内又は知立管内若しくは県内 | 過去10年間（当該年度は含まない）に元請として、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る）発注の類似業務を完了した実績を有すること。 |
| | 道路 | | | | | | |
| | 上水道及び工業用水道 | | | | | | |
| | 下水道 | | | | | | |
| | 農業土木 | | | | | | |
| | 造園 | | | | | | |
| | 都市計画及び地方計画 | | | | | | |
| | 土質及び基礎 | | | | | | |
| | 鋼構造及びコンクリート | | | | | | |
| 地質調査 | 地質調査 | 技術士（建設部門「土質及び基礎」若しくは応用理学部門「地質」又は総合技術監理部門（建設一般並びに土質及び基礎又は応用理学一般及び地質））又はRCCM（地質部門又は土質及び基礎部門） | | | 主任技術者と同資格 | | |
| タブレットコンサル | 土地調査 | | | | 主任担当者と同資格 | | |
| | 土地評価 | | | | | | |
| | 物件調査 | | | | | | |
| | 事業損失 | | | | | | |

※ 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合に適用する。

- 備考 1. 地域基準とは、名簿に登載されている契約営業所の所在地等により区分される要件をいう。
 2. 市内とは、知立市内に営業所（本店及び支店等）を有していると名簿に登載されている者をいう。
 3. 知立管内とは、愛知県知立建設事務所管内に営業所（本店及び支店等）を有していると名簿に登載されている者をいう。
 4. 県内とは、愛知県内に営業所（本店及び支店等）を有していると名簿に登載されている者をいう。
 5. 業務の内容により、実績要件に契約金額を追加できるものとする。